

奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務委託仕様書

1 業務名称

奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務

2 目的

奥会津地域では、2022年の只見線全線運転再開を契機に地域への来訪者が増加している一方、鉄道利用者の駅からの移動手段が不足している状態となっている。

本事業では、奥会津地域内の主要鉄道駅周辺にカーシェアリングを導入し、観光客による利用、その他ビジネス等での来訪者の利用等において、カーシェアリングの実証事業を実施することで、地域課題にある駅からの移動手段の確保や、観光客の観光周遊性の向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

なお、カーシェアリングの導入期間は、令和6年5月1日から令和6年12月31日までの間のうち6か月とし、早期実施に努めるものとする。終期は降雪等の状況により変更する場合がある。

4 業務実施場所

柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町、南会津町、檜枝岐村の7町村に近接する主要鉄道駅周辺とする。事業実施期間における駐車場は委託者が用意し、費用についても委託者が負担する。

5 業務内容

(1) 車両の調達

- ア 車両台数は6台とし、普通自動車（コンパクトカー）を基本とするが、利用者の普及啓発効果が高いと思われる車両であればこの限りではない。なお、新車・中古車は問わない。
- イ 車両は事故を軽減させるための安全装置が装備されていること。
- ウ 奥会津地域内を周遊できる十分な航続可能距離を有すること。
- エ カーシェアリングの実施において、必要な装置（車載器、カーナビ等）を搭載すること。

(2) カーシェアリング運用業務

- ア 観光客やビジネス利用者等の一般利用における気軽な移動手段としての利用としてカーシェアリングサービスを提供する。
なお、一般利用を実施した場合の利用料相当額については、全額又は一部を委託者に還元するものとする。還元の方法については別途協議により決定する。
- イ カーシェアリング提供期間は、令和6年5月1日以降から令和6年12月31日までの間のうち6か月で早期実施に努め、運用時間については委託者と別途協議するものとする。

- ウ カーシェアリング実施にあたり、以下のメンテナンス及び費用を負担すること。
 - ・定期点検及び法定点検（車検整備を含む）
 - ・故障修理
 - ・オイルなどの消耗品交換及び補充
 - ・その他安全走行に必要な点検及び修理
 - ・自動車税及び自動車重量税
 - ・自動車保険料（任意保険、自賠責保険）
- エ カーシェアリング運用にあたっては、以下の事項を満たすものとする。
 - ・車両管理及び利用者情報管理等にかかるカーシェアリングシステムの構築と導入
 - ・料金精算にかかるシステム（WEB、アプリ等）の構築と運用
 - ・車両の予約、車両の施錠・開錠にかかるシステム（WEB、アプリ等）の構築と運用
 - ・定期的な車両のメンテナンスができる体制の構築と運用
 - ・カーシェアリング使用時の給油体制の構築と運用
 - ・問合せや車両トラブル、事故等が発生した際の両社に対するサポート
 - ・その他車両の運用管理等に必要な事項

（3）サービス利用促進のための業務

- ア 委託者と協働によるカーシェアリング利用促進のための周知、広報PRを行うこと。
- イ 鉄道沿線の主要駅や近隣の宿泊施設において周知するなど、観光客等に向けた利用促進の啓発活動を実施し、利用率の増加に努めること

（4）利用状況の整理・分析と効果検証

- ア 実証事業の利用データ収集やアンケート調査を行い、利用状況や利用者の属性、周遊状況などのデータ取得を行う。
- イ 利用データを基に事業の効果検証を行い本格運用に向けた課題の整理及び適切な実施方法の検討を行う。
- ウ その他、事業効果を計るために必要なデータの取得、分析を行う。

（5）実施体制の整備

- ア 委託者との協働により上記（1）～（4）の運用に必要な事業実施体制の整備を行うこと。なお、奥会津地域内事業者の活用も検討すること。
- イ 事業実施体制の整備にあたっては、各々の役割分担や責任等を明確にすること。

（6）協議・打合せ

- ア 本業務を適正かつ円滑に実施するため、適宜委託者との協議・打合せを行うこと。
- イ 奥会津地域の公共交通担当者等が参加する奥会津公共交通関係担当者会議（3回予定）に出席し、事業の説明など補助を行う。

6 成果品

成果品として、履行期間内に次の書類をとりまとめ、書類1部及び電子データを提出すること。

- (1)カーシェアリング結果報告書
- (2)カーシェアリング実証による効果検証の整理資料一式
- (3)その他委託者が必要とするもの

7 その他

- ・本業務遂行にあたり受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- ・本仕様書に定めのない事項が発生した場合又は契約後に疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方で協議のうえ決定するものとする。
- ・契約に係る費用については、受託者が負担する。